# 平成27年度 第3回 総合教育会議

平成 27 年 11 月 26 日 (木) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで 市役所第 2 委員会室 (3 階)

次 第

- 1 開 会
- (1) 市長あいさつ
- (2) 教育委員長あいさつ
- 2 議事
- (1) 大綱について
  - ア パブリック・コメントの実施について
  - イ 大綱の確認
- (2)教育のための整備並びに教育、学術及び文化振興等に係る検討課題 について
- 3 閉 会

## <配布資料>

資料 1 島田市教育大綱(案)に関する意見を募集します

資料 2 意見募集する案の概要等

資料 3 島田市教育大綱(案)

# 島田市総合教育会議構成員名簿

染谷 絹代 (島田市長)

牧野 高彦 (島田市教育委員会 委員長)

五條 早規子(島田市教育委員会 委員(委員長職務代理者))

高橋 典子 (島田市教育委員会 委員) 北島 正 (島田市教育委員会 委員) 濱田 和彦 (島田市教育委員会 教育長)

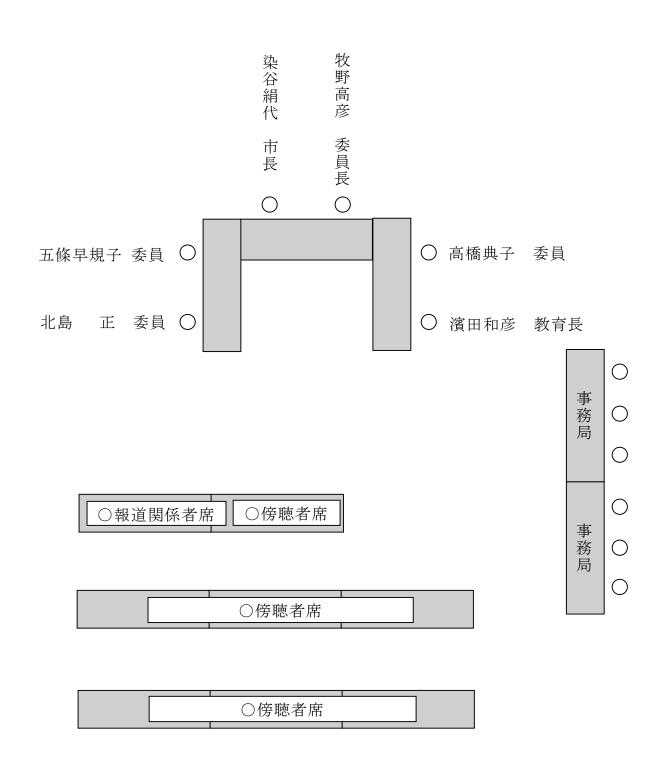
(敬称略)

# 第3回 総合教育会議 座席表

日時: 平成27年11月26日(木)

午前 10 時 00 分~午前 11 時 30 分

場所:市役所 3階 第2委員会室



### 島田市教育大綱(案)に関する意見を募集します

島田市では、法に基づき市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなりました。今年度から設置された総合教育会議により、島田市教育大綱(案)を作成しましたので、パブリック・コメントを実施します。多くのみなさんのご意見をお待ちしています。

#### 意見の提出期間・資料を公表する期間

平成 27 年 12 月 16 日(水曜日)から平成 28 年1月 15 日(金曜日)まで

#### 応募資格

次のいずれかに該当する方(法人、団体を含む)

- 1. 市内在住または通勤・通学する方
- 2. 市内に事務所または事業所を有する方

#### 提出方法·提出先

必要事項(住所、氏名、電話番号、勤務先または通学先(市外在住の方の場合)、意見)をご記入のうえ

- 持参
- 郵便(〒428-8650 教育総務課) 住所不要
- 電子メール (kyouikusoumui@city.shimada.lg.jp)
- ファックス(0547-46-2375)

のいずれかで提出してください。(様式不問)

### 島田市教育大綱(案)の掲載・閲覧場所

- 市のホームページ
- 情報公開コーナー(市役所本庁舎1階、金谷南支所、金谷北支所、川根支所)

### 応募意見の取扱い

- 内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公開します。
- 個々の意見に対する直接の回答はいたしません。なお、公表の際には、意見の内容以外の項目(住所、氏名など)は記載しません。

### お問い合わせ

教育総務課 総務係 島田市金谷代官町 3400 電話番号:0547-46-5613

# 意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	島田市教育大綱(案)
趣旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市長は、地域の実情に応じ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。この大綱については、同じく法改正により今年6月に設置された島田市総合教育会議により、数回の協議を経て島田市教育大綱(案)をまとめました。
案のポイント	策定にあたり、以下を基本にまとめました。  1 大綱の骨格 市民のコンセンサスを得た島田市総合計画・後期基本計画第6章を 骨格とし、第4章の2をこれに加える。  2 大綱の中心に置くもの ・市民総がかりで島田の教育にかかわる ・自らの学ぶ力や乳幼児期からの教育の大切さ  3 大綱に掲げる事項 大綱は指針であることから、具体的な事業については触れないこと とし、掲げる項目は次の3つとする。 (1) 大まかなビジョン(基本理念と施策の柱) (2) めざす姿 (3) 重点的取組 ※ 項目の構成は後期基本計画に倣うこととし、具体的な事業については、後期基本計画による事業とする。
論点	案は2章立てで構成しています。お寄せいただきたいのは、第2章に記載している基本理念及び施策の柱(めざす姿及び重点的取組)についての御意見です。市のホームページ及び情報公開コーナーにおいて、総合教育会議の議事録が閲覧できますので、案のまとまりまでの経緯を御確認ください。
経緯等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、大綱を定める必要があるため。
スケジュール (予定)	平成 27 年 12 月 16 日 (水) ~平成 28 年 1 月 15 日 (金) パブリックコメント実施 平成 28 年 2 月上旬 島田市教育大綱の制定
関係法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律